

認定申請手引き

この手引きはあなたの認定申請をスムーズにするためのマニュアルです。

この『認定申請手引き』をよくお読みのうえ、「学校教育相談学会認定学校カウンセラー」認定申請書類をご提出ください。

なお、ご不明の点があれば、認定委員会・学会支部にお問い合わせください。

認定申請の条件

※学校カウンセラーの認定を受けようとする場合、次の条件を満たしている必要があります。

(1) 本学会の会員として3年以上所属していること。

・申請年度を含めた3年間会費を納めていることが必要です。

例えば、2022年度入会の方は2022.2023.2024年度の会費を納入していなければなりません。

(2) 学校教育相談に関する実務を5年以上有すること。

・教職員、SC、SSW、〇〇相談員、△△支援員、等として、学校における教育相談実務経験があること。

(3) 相談事例報告または相談研究実績があること。

・相談事例報告は、スーパーバイズを受けた事例や校内等でチーム会議を行った事例など。スーパーバイザーの資格の有無は問いませんが、学校教育相談に精通した方であること。

・相談研究実績は本学会研究大会、または市町村以上の他学会や研究会においての紙上発表や口頭発表等を行った実績など。

(4) 学校教育相談に関する120分程度の研修(講義や演習等)を10種類以上受講していること。

◆ 書類請求により送付した書類

(1) 認定申請書類の内訳は次のとおりです。

認定申請書	(申請書類 1)	1部
相談実務経験歴	(申請書類 2)	1部
相談事例報告または相談研究実績	(申請書類 3)	1部
研修履歴	(申請書類 4)	1部

(2) 郵便振替用紙(払込取扱票) ※書類をHPよりダウンロードした場合等のご自身でご用意ください。

(3) 認定申請書受付票(はがき) ※書類をHPよりダウンロードした場合等のご自身でご用意ください。

書類の書き方

この書類は提出年の8月1日現在でお書きください。

同封の書類に直接ご記入いただくか、同様の形式で、ワード等で作成してください。

年度はすべて西暦でお書きください。

【認定申請書】(申請書類 1)

(1) 学会入会年月日は、入会年度・入会月をご記入ください。月は分からない場合は書かなくて結構です。

入会年度については支部または日本学校教育相談学会事務局までお問い合わせください。

*学会員として3年以上経っていないと申請できません。

(3 年間の会費納入が必要ですので、会費が未納の場合は納入後に申請してください。)

(2) 支部に所属していない方はその旨記入してください。

(3) 写真は縦 4 センチ・横 3 センチの大きさのものをお貼りください。

(貼付の写真は認定された後に作成する認定登録証明書(ID カード)に使用しますのでご承知おきください。)

(4) 職名は、校長・副校長(教頭)・主幹教諭・教諭・養護教諭・指導主事・SC・SSW・〇〇相談員・△△支援員、等とお書きください。

(5) 学歴は最終学歴のみお書きください。

(6) 職歴は欄が不足する場合、新しい職歴を欄に収まる範囲でお書きください。

(7) カウンセリング関連の資格とは、カウンセリングや臨床心理学、教育心理学等の資格を指します。

例：公認心理師、臨床心理士、学校心理士、産業カウンセラー、教育カウンセラー、日本カウンセリング学会カウンセラー

【相談実務経験歴】(申請書類 2)

(1) 学校教育相談実務にあたった場所 (例：〇〇市立△△中学校 等)

・役職 (例：教育相談主任、学年主任、学級担任、SC、SSW、〇〇相談員、△△支援員 等)

・相談実務の主な内容を簡潔にお書きください。

(例：発達障害が疑われる生徒対応で担任を支援した。不登校生徒の相談を定期的に実施した。問題行動未然防止のための～を継続実施した。 等)

・過去 5 年分について新しい実務から順にお書きください。

(2) 指導主事・研修主事・長期研修生・内地留学生等も学校教育相談実務が伴う場合はお書きください。

(3) 合計欄に相談実務経験歴の合計年数をお書きください。

なお、学校教育相談実務経験歴が 5 年に満たない場合は認定の申請ができません。

【相談事例報告または相談研究実績】(申請書類 3)

(1) A:相談事例報告、B:相談研究実績のどちらかに○を付け、該当する欄のみお書きください。

(2) A:相談事例報告は、申請書類 2 で書きになった相談実務経験歴の中の事例で構いませんが、スーパーバイズを受けた事例や校内等でチーム会議を行った事例などから 1 事例のみご記入ください。

その際のスーパーバイザーは教育相談に精通している人であれば、資格の有無は問いません。また、チーム会議でスーパーバイズを受けた場合はその会議名で構いません。

(3) B:相談研究実績は、本学会研究大会、または市町村以上の他学会や研究会においての紙上発表や口頭発表等を行った実績などから、1 実践のみご記入ください。発表資料等内容がわかる資料を添付される場合は、「発表内容の概要」欄の記入は不要です。

必ず、発表をしたことがわかる資料(ご自身のお名前が掲載されていること)を添付してください。

(4) A、B ともに年度は問いません。

【研修履歴】(申請書類 4)

(1) 修履歴は、それぞれ 120 分程度の講義や演習などを 10 種類以上 15 種類以下でご記入ください。

(2) 研修年度は問いません。

(3) 記載した研修について、修了書や受講記録などの写しに番号を付けてお添えください。

以下は、講義等の例です。

主題の内容例	講義(演習)名の例
学校教育相談についての理論	「学校教育相談概論」 「チーム支援」

	「学校教育相談の組織と運営」
生徒指導についての理論	「生徒指導提要の改訂」
児童生徒理解についての理論	「児童・生徒理解の理論と実際」
学習指導についての理論	「学習指導と学校教育相談」
進路指導についての理論	「キャリアカウンセリングの理論と実際」
臨床心理学の理論	「臨床心理学の理論と実際」 「思春期の臨床心理学」
カウンセリングについての理論	「カウンセリング概論」 「カウンセリングの諸理論」 「構成的グループエンカウンター」
集団についての理論	「SEL」 「PBIS」
成長と発達についての理論	「子どもの成長と発達」
学校不適応についての理論	「いじめの理解と対応」 「不登校の理解と対応」 「自殺予防教育」
インターネットの諸問題	「ゲーム依存の予防と対応」 「情報リテラシー」
メンタルヘルスについての理論	「教職員のメンタルヘルス」
家族についての理論	「愛着障害」
アセスメント	「アセスメントの理論と演習」
事例研究の理論と演習	「インシデントプロセス法」 「事例研究会」
学校コンサルテーションの理論と演習	「コンサルテーション」
特別支援教育	「発達障害の理解」 「UDL」

書類の送付について

- (1) 書類にすべてご記入の上、認定委員会までご郵送ください。

〒320-0857 栃木県宇都宮市鶴田 2 丁目 1-8 ムギショウビル 2 階
 栃木県カウンセリングセンター内
 日本学校教育相談学会認定委員会

- ・認定申請書類・添付資料と認定申請書受付票(はがき※)をご一緒にお送りください。
 ※書類を HP よりダウンロードした場合等のご自身ではがきをご用意ください。
- ・申請書類はお返しませんが、添付資料はお返しします。
- ・認定申請書受付票(はがき)は表面にご自分の住所・氏名をご記入ください。
- ・大切な書類なので、できれば簡易書留などにしてお送りください。

- (2) 認定審査手数料は同封の「郵便振替用紙※」(払込取扱票)をお使いになり郵便局にお払い込みください。

認定審査手数料は、20,000 円です。

※書類を HP よりダウンロードした場合等は、郵便局備え付けの「郵便振替用紙」(払込取扱票)を使用し下記口座までお振込みください。

口座番号：00350-3-19935

加入者名：学会認定委員会事務局

(3) 書類の締め切りは申請年度の 9 月 15 日です。

認定の進め方

(1) 認定申請書類の提出

- ・「認定申請手引き」を参考に申請書類に必要事項を記入してください。
- ・記入の不備は審査に不利になります。「認定申請手引き」をよくお読みいただき、ご不明の点は認定委員会事務担当まで遠慮なくお問合せください。
- ・申請書類 4 の研修履歴、申請書類 3 で B を選択した場合の相談研究実績については、裏付けとなる書類が必要です。手引きに従い忘れずに添付をお願いします。
- ・申請書類の送付先、締め切り日は前述のとおりです。

(2) 認定審査手数料の振り込み

- ・認定審査手数料 20,000 円を申請時にお振込みください。振込先は前述のとおりです。
- ・認定作業が始まってから「認定申請の条件」の不備が判明しても認定審査料は返却できませんので、提出前によくお確かめください。

(3) 認定審査と結果の通知

- ・認定審査は、①各支部推薦委員会による推薦審査 ②認定委員による書類審査 ③認定委員による面接審査 ④認定委員会による最終審査によって行われます。
- ・認定委員による面接審査は、申請年度の 1 月中旬から 2 月上旬までの土曜日と日曜日に、東京等で行われます。
 - ☆面接審査について
 - ・認定委員が直接お会いして、お人柄や考えなどを伺おうとするものです。
 - ・面接日程および会場は決定次第ご連絡いたします。
- ・審査結果は、3 月中旬を目処に申請者および所属支部理事長にご通知します。

(4) 認定後の手続きについて

認定通知をお受け取りになったら、同封の「郵便振替用紙」(払込取扱票)で認定料:10,000 円を認定委員会の口座にお振り込みください。

この認定料は学会認定『学校カウンセラー』の社会的地位の確保・関係方面への広報・公的資格への働きかけや、認定された学校カウンセラーの研修・連携、本学会の充実・発展のためなどに使わせていただきます。

認定料の入金が確認でき次第、「学校カウンセラー資格認定証」をお送りします。

また、学会誌『学校教育相談研究』に認定者名簿を記載します。

お問合せ先

〒320-0857

栃木県宇都宮市鶴田 2 丁目 1-8 ムギショウビル 2 階

栃木県カウンセリングセンター内

認定委員会:事務担当 川上奈緒子

電話 028-647-1717 FAX 028-649-1213

※ご不明の点は遠慮なくお問合せください。

事務担当者は常勤ではありませんので、ご迷惑をお掛けすることもあると思いますがご了承ください。